

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定
について

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものと
する。

令和7年12月4日提出

日立市長職務代理者

日立市副市長 梶山 隆範

(提案説明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育
て支援施設等の運営に関する基準を定める府令等の改正に伴い、関係規
定を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
(日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正)

第1条 日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第21号)の一部を次のように改正する。

「第4章 雜則(第53条)
目次中「附則」を
附則
」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

第38条第2項を削る。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 雜則
(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物

をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方

法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

「第6章 雜則(第49条)
目次中「附則」を
附則
」に改める。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わぬことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又

第23条第2項中「次項及び第31条第1項」を「次項、第31条第1項及び第47条第1項」に改め、「修了した保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」を加える。

第29条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第31条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加え、「（以下「保育従事者」という。）」を「（以下この条において「保育従事者」という。）」に改める。

第44条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「保育従事者」を「保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当

該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。) その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雜則

(電磁的記録等)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（日立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 日立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法

第18条の29に規定する地域限定保育士)」を加える。

第12条第1項中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(日立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条　日立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第22条第1項中「保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

1 職員の基準の拡充

家庭的保育事業等、放課後児童健全育成事業及び乳児等通園支援事業において従事することができる職員に地域限定保育士（放課後児童健全育成事業にあっては地域限定保育士で所定の研修を修了したもの）を追加することとした。

※ 地域限定保育士

都道府県等が独自に実施する試験に合格し、合格した地域でのみ保育士として業務を行うことができる者のこと。登録後3年を経過するなど一定の要件を満たした場合には、地域を限定しない通常の保育士として登録ができるようになる。

2 健康診断の実施の省略

家庭的保育事業者等は、市が行う乳幼児健康診査の結果により利用乳幼児の健康状態を確認できる場合には、当該利用乳幼児に対する健康診断の実施を省略することとした。

※ 乳幼児健康診査

1歳6か月児健康診査等、母子保健法に基づき市町村が実施する健康診査

3 法改正に伴う変更

児童福祉法の改正に伴い、条例中に引用する条項を改めることとした。